

実施計画事業名		高齢者福祉措置事業		評価対象年度	平成 22 年度			
評価担当部署		生活福祉部介護高齢課		課長(主幹)名	中川 幹 男			
総合計画体系	分野	2	保健・医療・福祉					
	政策	3	支え合いだれもが安心して暮らせるまちづくり					
	施策	2	高齢者福祉を推進します					
	関連施策							
現状と課題	老人福祉法により、市町村は、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある高齢者が、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、養護老人ホーム等への入所措置を採らなければならない他、地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めなければならないこととなっている。高齢者人口の増加に伴い養護老人ホームの入所希望者も増加傾向にある。							
目的	老人福祉法第10条の4第1項及び、第11条に基づき必要な措置を行うことにより、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る							
5ヶ年開の 施策展開	高齢者人口の増加に伴い、また、家族間の繋がりが希薄となる中で、経済的及び家族関係等が劣悪な環境の中で生活を送る高齢者が増えてくるものと想定される。措置は、行政処分という性格もあり、行政として積極的に生活環境が悪化している高齢者を民生委員の方々や他の公的機関との情報交換を密にすることにより、支援が必要な高齢者を早期に適切かつ的確に措置する体制づくりを確立する。							
成果指標	名称		単位		21年度	22年度	25年度	
	養護老人ホーム入所により、生活の場を確保できた人の割合		%		目標	87.0	87.0	87.0
	説明	市内措置施設の入所者数 / 市内・市外措置入所した人の数		実績	87.7	87.7		
活動指標	名称		単位		21年度	22年度	25年度	
	養護老人ホーム等措置入所者数		人		目標	57	57	57
	説明	市内外の養護老人ホームに措置で入所している人の数(毎年4月1日)		実績	57	57		
	養護老人ホームへの入所を希望する人の数		人		目標	30	30	30
	説明	申請者数		実績	34	24		
	居宅における介護等の措置を受けた人の数		人		目標	0	0	0
	説明	老人福祉法第10条の4第1項に基づく措置により、居宅における介護を受けた人の数(実人員)		実績	0	2		
				目標	-	-	-	
説明			実績					
事業費の実績		単位	21年度 (決算)	22年度 (評価年度決算見込)	23年度 (予算)	備考		
	直接事業費(A)		千円	122,692	122,765	124,936		
	国庫支出金		千円	0	0			
	道支出金		千円	0	0			
	起債		千円	0	0			
	その他		千円	28,068	26,011	24,922		
	一般財源		千円	94,624	96,754	100,014		
	この事業にかかる職員数		人/年	0.37	0.35	0.35		
人件費(B)		千円	2,563	2,377	2,377			
計(A+B)		千円	125,255	125,142	127,313			
状況変化	実施計画当初(平成21年～)からの状況変化							

【1次評価】

成 果	成果指標の単年度の目標値は達成できたか(単年度の目標値がない場合は、長期的な目標値を達成できそうか予測)
	a a 目標達成 b ほぼ目標どおり c 目標達成できず(目標値と大きな差がある) <cの場合は、なぜかを分析して記入する>
細 事 業 の 構 成 ・ 進 め 方	細事業の改廃や新規細事業の必要性はないか
	a a 問題なし b 検討の余地がある c 早急な改善が必要 <bまたはcの場合は、具体的な細事業名などを挙げ、問題点を記入する>
各細事業の進め方について、市民との協働、他団体等との役割分担の見直し、環境への配慮など、改善の必要性はないか	a a 問題なし b 検討の余地がある c 早急な改善が必要 <bまたはcの場合は、具体的な細事業名などを挙げ、問題点を記入する>
	無駄なコストが発生していないか、投入した予算や人員に見合った効果が得られているか
コスト効率	a a 問題なし b 改善の余地がある <bの場合は、具体的な細事業名などを挙げ、問題点を記入する>
総合評価	A 概ね問題なし <A~C判定を受けての今後の方針、問題点に対する改善策などを記入する> 入所については、身体上、精神上、環境上の理由と経済的な困窮のため、自宅で生活することが困難な高齢者に対し、措置により入所させる場合(養護老人ホーム等に入所を委託)や家族等からの虐待等、やむを得ない事由により、介護サービスの利用が著しく困難である場合(訪問介護、通所介護、短期入所、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等)に、措置により居宅における介護サービスを実施する。

【2次評価】

成 果	a	細事業の構成	a	細事業の進め方	a	コスト効率	a
総合評価	A 概ね問題なし <2次評価者の視点からコメントを記入する> 1次評価のとおり取り進めること。						

【内部評価委員会】

意見	
----	--